

## 藤島地域義務教育学校開校準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 鶴岡市教育委員会は、藤島地域に設置する義務教育学校について、開校に向けた準備を円滑に推進するため、藤島地域義務教育学校開校準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について調査及び協議する。

- (1) 校名、校歌、校章等に関すること
- (2) 学校運営及び教育計画に関すること
- (3) 地域事業との関係、児童及び生徒の交流事業、児童及び生徒の心身のケア等に関すること
- (4) P T A組織の運営等に関すること
- (5) 通学路及び通学方法に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、開校に関し必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 準備委員会は、次の各号に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 藤島地域各地区自治振興会の代表者
- (2) 藤島地域各町内会長会の代表者
- (3) 藤島地域小・中学校の教職員の代表者
- (4) 藤島地域小・中学校の児童及び生徒の保護者の代表者
- (5) 藤島地域幼稚園及び保育園の園児の保護者の代表者

### (任期)

第4条 委員の任期は、協議が終了したときまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 準備委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 準備委員会は、必要があると認めるときは、第2条に規定する所掌事務の細部について検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、準備委員会の委員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、準備委員会の委員以外の者で、専門的な知識を有するもの又はその他の関係者を部会員として指名することができる。
- 3 部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、当該部会に属する部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表するとともに、検討の結果を準備委員会に報告する。
- 5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 準備委員会の庶務は、教育委員会管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。